

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条目次

| | | | |
|-------|---|-----------|----|
| 一 | 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号） | （第一条関係） | 1 |
| 二 | 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号） | （第二条関係） | 13 |
| 三 | 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号） | （第三条関係） | 23 |
| 四 | 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号） | （附則第四条関係） | 26 |
| 五 | 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号） | （附則第五条関係） | 27 |
| 六 | 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号） | （附則第六条関係） | 28 |
| 七 | 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号） | | |
| | | （附則第七条関係） | 31 |
| 八 | 破産法（平成十六年法律第七十五号） | （附則第八条関係） | 33 |
| 九 | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号） | （附則第九条関係） | 34 |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第一章の二 管理経営に関する計画（第四条―第六条の四）</p> <p>第一章の三 調査業務の委託（第六条の五―第六条の十六）</p> <p>第二章 貸付け、使用及び売払い（第七条―第八条の四）</p> <p>第二章の二 樹木採取権（第八条の五―第八条の二十六）</p> <p>第三章 分収造林（第九条―第十七条）</p> <p>第四章 分収育林（第十七条の二―第十七条の六）</p> <p>第五章 共用林野（第十八条―第二十四条）</p> <p>第六章 雑則（第二十五条）</p> <p>第七章 罰則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>第二章の二 樹木採取権</p> <p>（樹木採取権の設定）</p> <p>第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（以下「樹木採取権」という。）を設定することができる。</p> <p>2 前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽（人工下種を含む。以下同じ。）された樹木を含まないものとする。</p> <p>3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。</p> <p>（樹木採取区の指定）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第一章の二 管理経営に関する計画（第四条―第六条の四）</p> <p>第一章の三 調査業務の委託（第六条の五―第六条の十六）</p> <p>第二章 貸付け、使用及び売払い（第七条―第八条の四）</p> <p>第三章 分収造林（第九条―第十七条）</p> <p>第四章 分収育林（第十七条の二―第十七条の六）</p> <p>第五章 共用林野（第十八条―第二十四条）</p> <p>第六章 雑則（第二十五条）</p> <p>第七章 罰則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> |

第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならぬ。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。

以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

(設定の申請)

第八条の八 第八条の六第一項の規定により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水産大臣にその旨を申請しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 | 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針
- 二 樹木採取区の所在地
- 三 氏名又は名称及び住所
- 四 経営管理（森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの
- 五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額（以下「申請額」という。）
- 六 木材利用事業者等（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。）及び木材製品利用事業者等（同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要とな

(新設)

る事項として農林水産省令で定めるもの

2 前条第二項の者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四條第一項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画（同項に規定する事業計画をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）を受けた者である場合であつて、当該認定に係る事業計画（同条第三項第二号口の森林の区域に前条第一項の規定による申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。）の写しを提出したときは、前項の規定にかかわらず、同項第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

（選定）

第八條の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八條の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならぬ。

- 一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実にを行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。
- 二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。
- 三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること。

四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について、

（新設）

て評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(欠格事由)

第八条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の七の規定による公募に応じることができない。

一 この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により第十条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

三 第八条の二十二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 十分な社会的信用を有していない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 農林水産大臣は、第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとする。

2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(新設)

(新設)

(事業の開始の義務)

- 第八条の十三 樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならない。
- 2 樹木採取権者は、やむを得ない理由により前項の期間内に事業を開始することができないときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 3 樹木採取権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 4 樹木採取権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(樹木採取権実施契約)

- 第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容を含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならない。
- 一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその内容を含むもの
- イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項
- ロ 樹木の採取方法に関する事項
- ハ 各年ごとの採取面積に関する事項
- 二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項
- 三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項
- 四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項
- 五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令で定める事項
- 2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するもの

(新設)

(新設)

でなければならぬ。

一 前項第一号の施業の計画（次号において「施業計画」という。）が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。

二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならない。

（性質）

第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

（新設）

（権利の目的）

第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

（新設）

（処分の制限）

第八条の十七 樹木採取権は、分割し、又は併合することができない。

（新設）

2 樹木採取権の移転（法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請し

て、その許可を受けなければならない。

3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の許可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと

二 その申請に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

(樹木採取権の法人の合併その他の一般承継)

第八条の十八 法人の合併その他の一般承継によつて樹木採取権を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、取得の日から三月以内に、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、当該基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡するために通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない

(新設)

- 一 その届出をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

(樹木採取権の存続期間)

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

(新設)

(登録)

第八条の二十 次に掲げる事項は、樹木採取権登録簿に登録する。

(新設)

- 一 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- 二 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 樹木採取権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
- 5 樹木採取権登録簿に登録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(指示等)

第八条の二十一 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(樹木採取権の取消し等)

第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、樹木採取権を取り消すことができる。

一 樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の方法により樹木採取権者となつたとき。

ロ 第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

ハ 第八条の十二第四項の納付期限までに権利設定料を納付しなかつたとき。

ニ 第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

ホ 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ヘ ホに掲げる場合のほか、第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ 第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。

リ 第八条の十八第二項の期間内に樹木採取権の譲渡がされな

いとき。

ヌ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ル 第八条の二十四において準用する第十三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。

(新設)

(新設)

- 2 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づき公益上やむを得ない必要が生じたとき。
 - 2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。
 - 3 樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は消滅する。
- (樹木採取権者に対する補償)
- 第八条の二十三 国は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による樹木採取権の取消し又は前条第三項の規定による樹木採取権の消滅(国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によつて損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であつた者(以下この条において単に「樹木採取権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
 - 2 前項の規定による損失の補償については、国と樹木採取権者とが協議しなければならない。
 - 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積もつた金額を樹木採取権者に支払わなければならない。
 - 4 前項の補償金額に不服がある樹木採取権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。
 - 5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。
 - 6 前条第一項の規定により取り消された樹木採取権又は同条第三項の規定により消滅した樹木採取権(国の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。)の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。
 - 7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

(新設)

8 国は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一項の規定による樹木採取権の取消しによるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

(準用規定)

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。

(採取跡地の植栽)

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(農林水産省令への委任)

第八条の二十六 この章に定めるもののほか、樹木採取権に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(分収造林契約の内容)

第十条 前条の契約（以下「分収造林契約」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 植栽すべき樹種及び本数
- 四〇八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(分収造林契約の内容)

第十条 前条の契約（以下「分収造林契約」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 植栽（人工下種を含む。以下同じ。）すべき樹種及び本数
- 四〇八 (略)

○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画（第四条―第二十四条）</p> <p>第三章 罰則（第二十五条・第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画</p> <p>（事業計画）</p> <p>第四条 森林所有者等（指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をする者又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。以下同じ。）は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者若しくはその組織</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画（第四条―第二十一条）</p> <p>第三章 罰則（第二十二条・第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画</p> <p>（事業計画）</p> <p>第四条 指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者又はその組織する団体（以下この条において「木材利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）に関する計画</p> |

する団体（以下「木材利用事業者等」という。）又は木材利用事業者等及び当該木材を原材料とする製品（第三項第二号へ(2)において「木材製品」という。）を利用する事業として政令で定めるもの（同号へ(2)において「木材製品利用事業」という。）を行う者（第十六条第二号ロ及びハにおいて「木材製品利用事業者」という。）若しくはその組織する団体（以下「木材製品利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）に関する計画（以下この章において「事業計画」という。）を作成し、これを当該指定地域を指定した都道府県知事（同項第二号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号へ(2)の事業所若しくは区域が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。）に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる者が森林所有者等又は木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置（以下「促進措置」という。）に関する計画を含めることができる。

一 (略)

二 素材生産業若しくは木材卸売業を営む者、木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者（第十六条第二号イにおいて「市場開設者」という。）又は木材の輸送を業として行う者

三 (略)

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 木材安定供給確保事業（促進措置を含む。以下同じ。）の内

（以下この章において「事業計画」という。）を作成し、これを当該指定地域を指定した都道府県知事（第三項第二号ハの事業所又は同号ニの木材生産流通改善施設が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。）に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる者が森林所有者等又は木材利用事業者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置（以下「促進措置」という。）に関する計画を含めることができる。

一 (略)

二 素材生産業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者

三 (略)

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 木材安定供給確保事業（促進措置を含む。以下同じ。）の内

容に関する次に掲げる事項及び実施期間

イ (略)

ロ 森林の区域並びに当該区域における伐採及び伐採後の造林に関する方針

ハ ホ (略)

ヘ 森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して事業計画を作成する場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 木材の需要の開拓の内容

(2) 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域

三 (略)

四 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象となつている民有林（同項に規定する民有林をいう。以下同じ。）であつて保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに保安施設地区（同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。）の区域内及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をしようとする場合にあつては、当該施設の配置及び構造

五 (略)

4 事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関し、森林の所在場所、保安林とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林

容に関する次に掲げる事項及び実施時期

イ (略)

ロ 森林の所在場所、保安林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項

ハ ホ (略)

(新設)

三 (略)

四 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象となつている民有林（同項に規定する民有林をいう。以下同じ。）であつて保安林並びに保安施設地区（同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。）の区域内及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をしようとする場合にあつては、当該施設の配置及び構造

五 (略)

(新設)

事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関し、森林の所在場所、保安林とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林

の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項を記載することができる。

5| 都道府県知事等は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第三項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 (略)

三 第三項第二号から第五号までに掲げる事項(前項の規定により同項に規定する事項を記載した場合にあつては、当該事項を含む。)が第三項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあつては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る森林法第三十三条第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による告示に係る同条第一項に規定する指定施業要件(その変更につき同法第三十三条の三において読み替えて準用する同項(同法第三十三条第六項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による告示があつたときは、その変更後のもの。第九項第一号において「指定施業要件」という。)及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。

五・六 (略)

6| 都道府県知事等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。)についての第四項に規定する事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第四項に規定する事項について、当該事業計画において伐採及び伐採後の造林をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

4| 都道府県知事等は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 (略)

三 前項第二号から第五号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあつては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る森林法第三十三条第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による告示に係る同条第一項に規定する指定施業要件(その変更につき同法第三十三条の三において読み替えて準用する同項(同法第三十三条第六項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による告示があつたときは、その変更後のもの。第九項第一号において「指定施業要件」という。)及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。

五・六 (略)

5| 都道府県知事等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。)の立木の伐採及び伐採後の造林を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号ロに掲げる事項について、当該伐採及び伐採後の造林をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

- 7) (略)
- 8) 農林水産大臣は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、それぞれ当該各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 保安林の区域内における立木の伐採（森林法第三十四条の二第一項に規定する択伐による立木の伐採（以下「択伐による立木の伐採」という。）及び同法第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採（以下「間伐のための立木の伐採」という。）を除く。第十項第一号及び第十條において同じ。）に関する事項 当該保安林
- 二・三 (略)
- 9) 農林水産大臣は、第四項に規定する事項（保安林の区域内における立木の伐採（択伐による立木の伐採及び間伐のための立木の伐採に限る。）を含むものに限る。）を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第四項に規定する事項について、当該伐採をすることとされている保安林の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 10) 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、当該事項が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第八項の同意をするものとする。
- 一 保安林の区域内における立木の伐採に関する事項 当該伐採が当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に関し第五項第四号の政令で定める基準に適合すると認められること。
- 二・三 (略)
- 11) 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、第八項の同意をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 12) 都道府県知事等は、第一項の認定（当該認定に係る事業計画が
- 6) (略)
- 7) 農林水産大臣は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、それぞれ当該各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 保安林の区域内における立木の伐採（森林法第三十四条の二第一項に規定する択伐による立木の伐採（以下「択伐による立木の伐採」という。）及び同法第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採（以下「間伐のための立木の伐採」という。）を除く。第九項第一号及び第十條において同じ。）に関する事項 当該保安林
- 二・三 (略)
- 8) 農林水産大臣は、保安林の区域内における立木の伐採（択伐による立木の伐採及び間伐のための立木の伐採に限る。）を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号に掲げる事項について、当該伐採をすることとされている保安林の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 9) 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、当該事項が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第七項の同意をするものとする。
- 一 保安林の区域内における立木の伐採に関する事項 当該伐採が当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に関し第四項第四号の政令で定める基準に適合すると認められること。
- 二・三 (略)
- 10) 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、第七項の同意をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 11) 都道府県知事等は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係

（第四項に規定する事項を含むものに限る。次項において同じ。）をしたときは、当該認定に係る事業計画において伐採をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長（農林水産大臣にあつては、第八項各号に掲げる事項を含む事業計画について、それぞれ同項各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事及び当該市町村の長）に当該認定をした旨を通知しなければなら

13] (略)

(計画の変更等)

第五条 (略)

2 都道府県知事等は、前条第一項の認定に係る事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）が同条第五項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。）が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項から第十三項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(事業計画の認定の特例)

第六条 (略)

2 第四条第六項から第十二項までの規定は、都道府県知事等が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(伐採の届出の特例)

第七条 認定事業者が地域森林計画の対象となつていない民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）において認定事業計画（第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。次条及

る事業計画において伐採をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長（農林水産大臣にあつては、第七項各号に掲げる事項を含む事業計画について、それぞれ同項各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事及び当該市町村の長）に当該認定をした旨を通知しなければならない。

12] (略)

(計画の変更等)

第五条 (略)

2 都道府県知事等は、前条第一項の認定に係る事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。）が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項から第十二項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(事業計画の認定の特例)

第六条 (略)

2 第四条第五項から第十一項までの規定は、都道府県知事等が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(伐採の届出の特例)

第七条 認定事業者が地域森林計画の対象となつていない民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）において認定事業計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第

び第十条から第十二条までにおいて同じ。)に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第四条第一項の認定を受けた同項に規定する森林所有者等」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第五条第二項に規定する認定事業計画」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(森林経営計画の変更の特例)

第九条 森林法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下この条において「認定森林所有者等」という。)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画(その変更につき同法第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画(第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。)について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第四項において同じ。)に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 4 (略)

(独立行政法人農林漁業信用基金の業務)

第十六条 独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、木材安定供給確保事業(森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。以下この条において同じ。)に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一項本文の規定は適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第四条第一項の認定を受けた同項に規定する森林所有者等」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第五条第二項に規定する認定事業計画」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(森林経営計画の変更の特例)

第九条 森林法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下この条において「認定森林所有者等」という。)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画(その変更につき同法第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第四項において同じ。)に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 4 (略)

(新設)

一 認定事業者が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 信用基金に出資している認定事業者であつて次に掲げるもの（その者がロに掲げる者である場合には、その直接の構成員となつているハに掲げる者を含む。）が、当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合若しくは森林組合連合会で木材卸売業を営む者、市場開設者又は木材の輸送を業として行う者（ロ及びハにおいて「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）又は木材製品利用事業者（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合

ハ 木材卸売業者等又は木材製品利用事業者
三 前二号の業務に附帯する業務

（都道府県の特別会計）

第十七条 前条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

（新設）

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十八条 (略)

第十九条 (略)

(国有林野事業における配慮)

第二十条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業(国有林野の管理経営に関する法律第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。)における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

第二十一条 第二十三条 (略)

(国有林野の管理経営に関する法律との関係)

第二十四条 森林所有者等が国有林野の管理経営に関する法律第八条の十二第一項の規定により同法第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けた場合(当該樹木採取権に係る同法第八条の六第一項の樹木採取区が指定地域内にある場合に限る。)において、農林水産省令で定める期間内に当該森林所有者等並びに当該樹木採取権に係る同法第八条の八第二項の申請書に記載された木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等から都道府県知事等に申請があつたときは、これらの者を認定事業者と、当該申請書を認定事業計画とみなして、第十五条から第十七条まで、第二十一条、第二十二条及び前条(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。

第三章 罰則

第二十五条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

(国有林野事業における配慮)

第十八条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。)における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

第十九条 第二十一条 (略)

(新設)

第三章 罰則

第二十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 (略)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例)

2 第十六条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受け、同号に規定する事業を行う都道府県は、第十七条の規定によりその経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において行う場合であつて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第八条に規定する経理を当該特別会計において行うときは、当該経理を第十七条に規定する経理と併せて行うことができる。

第二十三条 (略)

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(新設)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（信用基金の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、都道府県が行う木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号。以下「木材安定供給特措法」という。）第十六条第一号に規定する事業並びに農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による請求があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時まで、主務省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定による払戻しを停止することができる。</p> <p>一 信用基金が当該出資者（その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十七条第二号若しくは木材安定供給特措法（第十六条第二号）に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となつて）の第十三条第二項に規</p> | <p>（信用基金の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による請求があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時まで、主務省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定による払戻しを停止することができる。</p> <p>一 信用基金が当該出資者（その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となつて）の第十三条第二項に規定する林業者等又は同法第十七条第一号に掲げ</p> |

定する林業者等又は林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハに掲げる者を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき、信用基金が当該出資者の債務につきその者に代わって弁済をしないことが明らかになった時

二 (略)

4 (略)

(業務の範囲)

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

五 次条、林業・木材産業改善資金助成法第十七条及び木材安定供給特措法第十六条第二号の規定による債務の保証を行うこと。

六 都道府県に対し木材安定供給特措法第十六条第一号の規定による貸付けを行うこと。

七 十一 (略)

2・3 (略)

(業務の委託)

第十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第七号から第十号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第六号又は第七号に掲げる者に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

る者を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき、信用基金が当該出資者の債務につきその者に代わって弁済をしないことが明らかになった時

二 (略)

4 (略)

(業務の範囲)

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法第十七条の規定による債務の保証を行うこと。

(新設)

六 十一 (略)

2・3 (略)

(業務の委託)

第十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第六号又は第七号に掲げる者に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

| | |
|----------------|--|
| <p>2・3 (略)</p> | <p>一 (略)</p> <p>二 第十二条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下「林業信用保証業務」という。）</p> <p>三 第十二条第一項第七号から第十号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保証業務」という。）</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第十七条 信用基金は、第十二条第一項第四号、第六号及び第十号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法、木材安定供給特措法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。</p> |
| <p>2・3 (略)</p> | <p>一 (略)</p> <p>二 第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下「林業信用保証業務」という。）</p> <p>三 第十二条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保証業務」という。）</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第十七条 信用基金は、第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金） 第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第九号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四条第一項第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金） 第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四条第一項第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> |
| <p>（特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の財源に充てるための信用基金からの借入金等） 第四十三条の三 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第十号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の財源に充てるための信用基金からの借入金等） 第四十三条の三 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第九号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>2 （略）</p> <p>（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例） 第九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五條各号に掲げる業務」とあるのは「第十五條各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十六條第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七條中「第十二條第一項第四号、第六号及び第十号に掲げる業務」とあるのは「第十二條第一項第四号、第六号及び第十号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十條第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。</p> | <p>2 （略）</p> <p>（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例） 第九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五條各号に掲げる業務」とあるのは「第十五條各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十六條第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七條中「第十二條第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二條第一項第四号及び第九号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十條第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（不動産等の価額）</p> <p>第十条 別表第一第一号、第二号又は第四号から第四号の三までに掲げる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権又は樹木採取権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権又は樹木採取権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時ににおける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権、公共施設等運営権又は樹木採取権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十条、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―</p> | <p>（不動産等の価額）</p> <p>第十条 別表第一第一号、第二号、第四号又は第四号の二に掲げる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時ににおける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権又は公共施設等運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十条、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―</p> |

第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係)

| | | |
|--|------------------------------|------|
| 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 一〜四の二 (略) | 課税標準 | 税率 |
| | 四の三 樹木採取権の登録(樹木採取権の信託の登録を含む) | |
| (一) 設定の登録 | 樹木採取権の価額 | 千分の一 |
| (二) 移転の登録 | 樹木採取権の価額 | 千分の一 |
| イ 相続又は法人の合併による移転の登録 | 樹木採取権の価額 | 千分の五 |
| ロ その他の原因による移転の登録 | 樹木採取権の価額 | 千分の四 |
| (三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録 | 債権金額又は極度金額 | 千分の一 |
| (四) 抵当権の移転の登録 | 債権金額又は極度金額 | 千分の二 |
| イ 相続又は法人の合併による移転の登録 | 債権金額又は極度金額 | 千分の二 |
| ロ その他の原因による移転の登録 | 債権金額又は極度金額 | 千分の二 |
| (五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録 | 一部譲渡又は分割後の共有 | 千分の二 |

第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係)

| | | |
|---|------|----|
| 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 一〜四の二 (略) | 課税標準 | 税率 |
| | (新設) | |

| | | | |
|-------------------------|---|---|---|
| 五 百 六 十 （略） | <p>(六) 抵当権の順位の変更の登録</p> <p>(七) 信託の登録 イ 抵当権の信託の登録</p> <p>ロ 抵当権以外の権利の信託の登録</p> <p>(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 登録の抹消</p> | <p>者の数で 極度金額 を除して 計算した 金額</p> <p>抵当権の 件数</p> <p>債権金額 又は極度 金額</p> <p>樹木採取 権の価額</p> <p>樹木採取 権の件数</p> <p>樹木採取 権の件数</p> | <p>一件につ き千円</p> <p>一件につ き千円</p> <p>千分の二</p> <p>千分の一</p> <p>一件につ き千円</p> |
| | 五 百 六 十 （略） | | |

○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（附則第七条関係）
（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|--|--|--|---|
| <p>第十五条第二号</p> | <p>第十二条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれら</p> | <p>第十二条第一項第五号及び第六号並びに暫定措置法第六条第</p> | <p>第十二条第一項第五号及び暫定措置法第六号第一項第一号か</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハに掲げる者</p> | <p>若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハ若しくは暫定措置法第六条第一項第三号ハに掲げる者</p> | <p>木材安定供給特措法第十六条第二号ハ若しくは暫定措置法第六条第一項第三号ハに掲げる者</p> | <p>林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若しくは暫定措置法第六号第一項第三号ハに掲げる者</p> |
| <p>第七條の二第三項第一号</p> | <p>若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ロに掲げる中小企業等協同組合</p> | <p>木材安定供給特措法第十六条第二号ロ若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）第六号第一項第三号ロに掲げる中小企業等協同組合</p> | <p>第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合 第十七条第二号若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）第六号第一項第三号ロに掲げる中小企業等協同組合</p> |
| <p>第七條 前條の規定により信用基金が同條に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | | | |

| | | | |
|-----|---|--|--|
| (略) | 第十七条 | | |
| (略) | 第十二条第一項第四号、第六号及び第十号に掲げる業務 | に附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務 | |
| (略) | 第十二条第一項第四号、第六号及び第十号並びに暫定措置法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務 | 一項第一号から第三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十二条第三項に規定する業務 | |

| | | | |
|-----|---|--|--|
| (略) | 第十七条 | | |
| (略) | 第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務 | 並びに同条第三項に規定する業務 | |
| (略) | 第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務 | ら第三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十二条第三項に規定する業務 | |

○（破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（破産管財人の権限） 第七十八条（略）</p> <p>2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、特許権、 実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却</p> <p>三 十五（略）</p> <p>3 6（略）</p> | <p>（破産管財人の権限） 第七十八条（略）</p> <p>2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、特許権、実用新案権、 意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却</p> <p>三 十五（略）</p> <p>3 6（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">附則</p> <p>（一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ）</p> <p>第二百六条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金の償還金、一時借入金の利子並びに借り換えた一時借入金の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度の国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。以下この項において同じ。）の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分による収入額並びに同法第八条の五第三項に規定する権利設定料及び同法第八条の十四第四項に規定する樹木料の収入額の合計額から、当該売払い及び管理又は処分のために要する費用並びに同法第八条の五第一項に規定する樹木採取権に関する事務の執行のために要する費用の額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入相当額」という。）の予算額に、当該年度の前年度以前の年度における繰入相当額の決算額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該予算額から当該前年度以前の年度において当該決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>2 （略）</p> | <p style="text-align: center;">附則</p> <p>（一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ）</p> <p>第二百六条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金の償還金、一時借入金の利子並びに借り換えた一時借入金の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度の国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。以下この項において同じ。）の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分による収入額から、当該売払い及び管理又は処分のために要する費用の額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入相当額」という。）の予算額に、当該年度の前年度以前の年度における繰入相当額の決算額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該予算額から当該前年度以前の年度において当該決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>2 （略）</p> |